

住吉町内会

福祉委員会会則

2019年4月改訂

2024年5月改訂

住吉町福祉委員会会則

第1章 名称

(名称)

第1条 本会は、住吉町福祉委員会(以下「本委員会」という。)と称し、事務所は住吉町内会に置く。

第2章 目的

(目的)

第2条 住吉町福祉委員会は、地域内の各種団体と連絡調整を図り、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 町内の福祉調査、研究及び連携の推進活動。
- (2) 町内の各種福祉活動の実施。
- (3) 小地域ネットワーク活動の推進。
- (4) 福祉意識の高揚のための活動。
- (5) 住吉健康づくりの会助成。
- (6) 協力者の開拓。
- (7) その他、目的達成のために必要な事業活動。

第4章 組織及び役員

(役員及びその職務)

第4条 委員会は次の役員を置き組織する。

- 1 (1) 委員長 (会の統括をする、役員会で任命する)
- (2) 副委員長 (委員長の補佐を行う、委員長が任命する)
- (3) 実行委員 (事業の運営推進にあたる、町内会長及び委員長が任命し第3章事業で定める活動内容を運営推進する)
- (4) 会計 (会計事務をしよりする、町内会会計が兼務する)
- (5) 監事 (会の会計監査を行う、町内会監査が勤める)
- 2 委員長は本委員会の活動計画及び運営に関し組織会議で報告し承認を得る。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(実行委員)

第5条 住吉町内の下記の者の中から役員会にて実行委員を任命する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 町内会会長
- (3) 町内会副会長
- (4) 地区委員及び地区副委員
- (5) 住吉健康づくりの会
- (6) その他町内会長及び委員長が必要と認めたもの。

第5章 会議と議決

(会議と議決)

第6条 会議は、福祉員会総会及び組織会議とする。

(福祉員会総会)

- 第7条
- 1 福祉員会総会は年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
 - 2 総会は本委員会の全役員をもって構成する。
 - 3 総会は、委員長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 福祉活動計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
 - 4 議決事項は、会の出席者の過半数をもって決する。
 - 5 総会は議事録を作成しなければならない。
 - 6 総会は、その付議事項の一部を組織会議に委任することができる。

(組織会議)

- 第8条 組織会議は年4回開催し、次の事項を審議議決する。
また、必要があるときは臨時組織会議を委員長が招集する。
- ア) 第3章の事業の具体的な活動実施計画に関すること。
(企画目的・実施概要・スケジュール・人員計画・予算計画)等。
 - イ) 各活動の活動報告及び決算に関すること。
 - ウ) 総会により委任されたこと。
 - エ) その他役員会が特に必要と認めたこと。
- 2 組織会議の決議内容は、役員会に報告する。
 - 3 組織会議の議決は出席者の過半数による。
 - 4 組織会議の議長は役員の中から選出する。
 - 5 組織会議は議事録を作成しなければならない。

第6章 会計

(会計)

- 第9条 委員会の会計は、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
支出は町内会総会で決議された予算にもとづき、会の目的に沿って行なう。
会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 監査

(監査)

- 第10条
- 1 監事は、年度末に、会計監査及び業務監査を行い組織会議に報告する。
 - 2 監事は規則に違反した事項が認められた場合には、是正勧告を組織会議に行い、その旨を役員会に報告する。

第8章 その他

(その他)

- 第11条 オブザーバーとして作野福祉センター、地域包括支援センター八千代に依頼、
また、この会則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、組織会議で協議のうえ定める。

付則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。
会則改訂、平成31年4月15日に改訂施行する。
会則改訂、令和6年5月10日に改訂施行する。